

第 32 回新しい資本主義実現会議に対する意見

令和 7 年 3 月 28 日
公益社団法人経済同友会
代表幹事 新浪 剛史

- 日本経済がインフレへと大きく転換している中、持続的な成長につなげていくための鍵を握るのは、雇用の 7 割を支える中堅・中小企業である。
 - 中堅・中小企業を徹底的に活性化し、持続的な賃上げおよび生産性向上の実現を図るべく、以下の方向性での早急な対応が必要。
- (1) 労務費の価格転嫁の徹底・多重下請け構造の解消
- (2) 合従連衡や事業承継を促進するインセンティブの整備
- ①「事業継承支援業法（仮称）」の制定
 - ②株式譲渡における譲受額と純資産額の差額の税務上の損金計上
 - ③大規模成長投資補助金の見直し
- (1) 労務費の価格転嫁の徹底・多重下請け構造の解消
- 中堅・中小企業が持続的な賃上げをするためには、労務費を適切に価格転嫁し、原資を確保することが不可欠。
 - 労務費転嫁率は改善傾向にあるが、依然 4 割強であり、更なる推進が求められる。また、コンテンツ産業やトラック運送業など、価格転嫁率が低い業種も存在する。
 - 価格転嫁が進みにくい業種の多くは、多重下請け構造になっており、これは、中間層を緩衝材として活用してきた旧来の仕組みである。人手不足が深刻化し、時代の転換点を迎えている今こそ、令和の時代に合った構造へと見直すべき時期に来ているのではないか。

- 労務費の価格転嫁の状況を精緻にモニタリングするとともに、多重下請けを含む下請け構造をしっかりと可視化した上で、下請法や独禁法の執行強化を図るべき。

(2) 合従連衡や事業承継を促進するインセンティブの整備

- 中堅・中小企業の生産性向上の実現には、退出せざるを得ない企業を延命させるような補助金については廃止するとともに、合従連衡や事業承継を促進するインセンティブの整備を進めるべき。

① 「事業継承支援業法（仮称）」の制定：

- 事業承継の増加に伴い、特にM&Aにおいて、譲受け後も従前の経営者保証を解除しないなどの悪質な買い手や、利益相反行為等を行う悪質な仲介会社等の存在が問題視されている。
- 後継者不足等を背景に、今後も事業承継を進める中堅・中小企業の増加が見込まれる中、人材面・資金面でリソースが限られる売り手側にとって安心・安全な取引環境を整備する必要がある。
- 悪質な買い手や仲介会社等を排除し、適正なM&Aが行われるようにするためには、金融商品取引法等を参考に、仲介会社等の登録制や有資格者の配置、自主規制機関の設置などを規定する「事業承継支援業法（仮称）」を制定し、法人の登録廃止や個人の資格停止も含め、実行力を持たせることで健全な合従連衡を促すべき。

② 株式譲渡における譲受額と純資産額の差額の税務上の損金計上：

- 買い手側に対するインセンティブの観点では、時限措置として、中堅・中小企業同士の株式譲渡の際、事業譲渡の際に税務上、資産調整勘定が認められるのと同様に、株式譲渡の場合にも、会計と税務を合

わせる形で、譲受額と純資産額の差額を税務上損金計上（５年償却）できるようにすべき。

③ 大規模成長投資補助金の見直し：

- また、中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金は、成長にコミットする企業を支援する効果的なものだが、10 億円以上の投資規模が求められ、応募件数・採択件数ともに製造業に偏っていることが課題。
- 中小企業のうちサービス業が占める割合が大きいため、製造業に比べて投資額が小さいサービス産業などの業種も成長のために活用しやすくするべく、同補助金の投資額を見直し、製造業以外の業種の最低投資額は「３億円」に引き下げること、成長するサービス産業などを後押しすべきではないか。

以上